

身体的拘束最小化のための指針

能美市立病院の基本理念に基づき、身体的拘束最小化のための指針を定める。

1. 身体的拘束禁止に関する基本的な考え方

能美市立病院は、患者さんの尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的影響を理解し、拘束ゼロに向けた意識を持って取り組みます。緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体的拘束は行いません。

2. 身体的拘束ゼロに向けての基本方針

1) 身体的拘束の原則禁止

原則として、身体的拘束及びその他の行動を制限する行為を禁止します。

2) 緊急やむを得ない場合の三原則

以下の3つの要件を全て満たさない限り、身体的拘束を行うことはできません。

- (1) 切迫性：患者さん本人又は、他の患者さん等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- (3) 一時性：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 日常ケアにおける基本方針

- 1) 患者さん主体の行動、尊厳ある生活に努めます。
- 2) 言葉や対応により、患者さんの精神的な自由を妨げないように努めます。
- 3) 薬物の使用が、患者さんの身体機能の低下を招かないよう、非薬物療法を優先したケアを行います。
- 4) 患者さん及びご家族の意向を尊重し、多職種協働により個々に応じた丁寧な対応を提供します。
- 5) 患者さんの安全を確保しつつ、自由（身体的・精神的）の阻害、安楽を妨げるような行為は行いません。
- 6) 身体的拘束に該当する行為が行われていないか、常に評価し振り返りを行います。

4. 身体的拘束最小化委員会の設置

委員会は、医師、看護師、薬剤師、リハビリ職員、介護福祉士、ソーシャルワーカー、事務職、医療安全管理者の多職種で構成する。

5. 身体的拘束最小化委員会の活動内容

1) 身体的拘束最小化に向けたラウンド

2) 身体的拘束最小化に向けたカンファレンス

- (1) 3原則（切迫性・非代替性・一時的）の再確認をします。
- (2) 身体的拘束を開始した場合は、3原則の状況、代替案について検討します。
- (3) 患者さんの心身への影響、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行います。
- (4) 意識啓発や予防策等、必要事項の確認と見直しを行います。

3) 記録および周知

身体的拘束に関する記録を適切に行い、結果を職員に周知徹底します。